

沿岸広域振興局長告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371100769	社会福祉法人岩手徳栄会	ショートステイ三峯の杜	釜石市鶴住居町第2地割22番地1	平成26年10月3日